

令和 8 年 7 月 1 0 日

第 1 学 年 生 徒 保 護 者 様

愛知県立大府高等学校

校長 彦坂 永利子

入学時に購入されたパソコン・タブレットの支援金関係書類の提出について

入学時に購入された学習用端末（パソコン・タブレット）について、端末購入支援金の対象となる方は必要書類の提出をお願いします。補助 EC サイト（端末購入サイト）の「補助金申請による購入」を選択して購入された方（購入時に代金未払の方）は必ず手続きをお願いします。

提出書類等の詳細については、「端末購入支援金の御案内」を、書類の記入方法については記入例をご覧ください。

なお、端末購入支援金対象世帯に該当しない方（補助 EC サイト（端末購入サイト）の「補助金申請による購入」を選択して購入された方を除く。）は提出の必要がありません。

1 端末購入支援金対象者

対 象 者（ 世 帯 ）
生活保護受給世帯・住民税所得割が非課税世帯
ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯・児童扶養手当受給世帯資格を有する世帯）※一部支給も含む
多子世帯（令和 8 年 4 月 1 日時点において扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上かつ住民税所得割合計額が 264,500 円未満である）
特別支援学校高等部に入学した者

2 端末購入支援金の提出書類

(1) 補助 EC サイト（端末販売サイト）の「補助金申請による購入」を選択して購入した方

【提出書類】

- ・（別記様式第 3 号）県立学校学習者用端末購入支援金交付申請審査依頼書
- ・ 申請区分ごとの必要書類

(2) 補助 EC サイト（端末販売サイト）の「補助金申請による購入」以外から購入した方

※「一般購入」を選択して購入した方や家電量販店等で購入した方などで既に端末代金を支払っている場合

（裏面に続く）

【提出書類】

- ・（別記様式第4号）県立学校学習者用端末購入支援金交付申請書
- ・申請区分ごとの必要資料
- ・領収書（宛名・領収日、購入した端末、支払額（税込）、販売店名が記載されたもの）

3 端末購入支援金を辞退する方

補助 EC サイト（端末販売サイト）から「補助金申請による購入」を選択して購入したが、支援金対象世帯に該当しなかった方

【提出書類】

- ・（別紙3）県立学校学習用端末購入支援金辞退届
（該当例） ○「補助金申請による購入」を選択して購入したが、支援金対象世帯に該当しなかった
○誤って「補助金申請による購入」を選択して購入してしまった

<提出期日>

令和8年 9月15日（生活保護受給世帯・住民税所得割が非課税世帯・多子世帯）

令和8年11月25日（ひとり親世帯のうち、前期提出世帯）

※大府市・刈谷市・名古屋市・東海市などが対象（詳細は別紙をご確認ください。）

令和9年 1月27日（ひとり親世帯のうち、後期提出世帯）

※半田市・東浦町・武豊町などが対象（詳細は別紙をご確認ください。）

※「3 端末購入支援金を辞退する方」は、予定していた対象世帯の提出書類の締め切りまでにご提出ください。県立学校学習用端末購入支援金辞退届を提出すると、支払いの保留が解消され、ただちに請求があります。

<提出先>

愛知県立大府高等学校 事務室

<特記事項>

(1) 提出期日までに提出されない場合は、端末購入の支援金を受け取ることができません。その後、購入者に対して県の指定事業者又は債権移譲された業者から、端末の購入代金の全額が請求されます。

(2) 追加で資料提出を依頼することがありますので、あらかじめ御了承ください。

問合せ先 〒460-8534 名古屋市中区三の丸 3-1-2 自治センター10階 愛知県教育委員会 ICT教育推進課 電話番号 052-954-7462（ダイヤルイン） E-mail ictkyoiku@pref.aichi.lg.jp	
※記載例・様式データは以下のページからご確認ください。 本校端末購入支援金のページ（本校向け） https://obu-h2.aichi-c.ed.jp/cms/certificate/byod.html ICT教育推進課のページ（全校向け・英語版など） https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ictkyoiku/byod.html	 本校
	 ICT教育推進課